

文化振興・発展への貢献を称えて 令和3年度秋田市文化章

令和3年度秋田市文化章の受章者が、次のみなさんに決まりました。文化章は、芸術、学術、産業、経済、教育、スポーツなどの各分野で長年にわたり市の文化振興に貢献したかたに贈られます。



文芸(川柳)
長谷川酔月さん
(本名:長谷川三紀夫)

平成6年に川柳銀の笛吟社を創設し、川柳人口の拡大、文芸としての質的向上を図り、また、全国大会の選者を務めるなど、川柳の啓蒙普及に努められています。

秋田市川柳協会会長などの重責を担われるとともに、全日本川柳2020年秋田大会実行委員長として、全国大会では初の誌上大会としての開催に尽力されました。川柳を通じて国際交流や地域貢献活動、メディアを活用した川柳の普及に取り組み、市の川柳文化の振興・発展に貢献されています。



芸能(民謡)
梅若梅祥さん
(本名:伊藤 哲)

昭和58年に三味線・民謡教室を主宰して以来、自己研さんと後進の育成に努められています。

秋田市民謡連盟の事務局長や副理事長を務め、秋田港の唄全国大会などさまざまな行事において中心となって活動されているほか、一般財団法人日本郷土民謡協会や秋田県民謡協会など、多くの民謡団体で重責を担われています。また、御所野学院中学校・高等学校で表現科講師を務めるなど、市の民謡文化の振興・発展に貢献されています。



技芸(華道)
小松奇峰さん
(本名:小松妙子)

華道専正池坊に入門して以来、毎年数々の展覧会への出展などで活躍されているほか、担い手の育成に努め、同団体秋田支部の結成にも尽力されました。

平成19年には「秋田県いけばな史」編さんに参画したほか、平成26年の国民文化祭秋田大会では、実行委員会事務局長として、華道部門の事業を成功に導きました。また、秋田市文化団体連盟常務理事、秋田県華道連盟会長として、市の華道文化の振興・発展に貢献されています。

表彰式は、11月5日(金)午後4時から、秋田キャッスルホテル4階放光の間で行います。一般参列をご希望のかたは、文化振興課へお申し込みください。申し込み開始日は10月20日(水)午前8時30分から。先着10人です。

●問い合わせ・申し込み
文化振興課 ☎(888)5607



10/27(水)

はずむ! スポーツ チャレンジデー 2021

今年は、各種イベントを開催しません。各自が15分以上運動し、その報告をLINEアプリで行ってもらいます。

例年行う自治体同士の対戦はありませんが、運動したかたの参加率(%)は、市ホームページに掲載します。ぜひご参加ください!

広報ID番号 1011587

参加・報告方法

★全国一斉開催日の10月27日(水)午前0時〜午後9時の間に、15分以上継続して体を動かす

★運動後、スマートフォンやパソコンなどから、LINEで報告する。報告受付は午前9時〜午後9時30分

LINEの手順

- ①LINEの「友達追加」
- ②トークの「SSFチャレンジデー」から参加内容を報告



こちらのコードを
読み込んで
アクセスできます↓



問い合わせ▶秋田市チャレンジデー
実行委員会(スポーツ振興課内)

☎(888)56011

雪への備え お忘れなく



ここ数年では久しぶりの積雪量を記録した昨シーズン。雪国に住む私たちにとって、やはり事前の備えが重要であることを実感させられました。

市では、今年も雪に関するさまざまな支援策を実施します。本格的な降雪シーズンの前に、準備を万全にして今冬を迎えましょう。

- ◆①②③の申込書は、市ホームページからダウンロードできます。市ホームページの検索画面で、広報ID番号を入力してください
- ◆道路維持課(11月中旬から道路除排雪対策本部)は市役所3階です
- ◆申し込み・問い合わせは、平日午前8時30分～午後5時15分にお願います

① 個人所有の小型除雪機へ 燃料を支給します

対象▶町内会やボランティア団体などが、地域の生活道路、高齢者宅の間口やごみ集積所などを除排雪する場合

支給量上限▶1団体あたり年度内40リットルまで

支給時期▶作業実施時に随時(3月末まで)

申し込み▶12月1日(水)から道路維持課または各市民サービスセンターへ

●問い合わせ
道路維持課☎(8888)5751
広報ID番号 1007327

② 小型除雪機などを 無料で貸し出します



貸出機器▶小型除雪機(ハンドガイド式除雪機、歩行型ロータ)

対象▶12月から3月までに、町内会やボランティア団体などが、市の除雪対象路線のうち、地域の生活道路や歩道などを20リットル以上除雪する場合

申し込み▶10月25日(月)から11月5日(金)までに道路維持課へ

●問い合わせ
道路維持課☎(8888)5751
広報ID番号 1007327

③ 空き地を小規模堆雪場たいせうじょうに ご提供ください

おおむね150平方メートル以上の住宅地内の空き地を12月から3月までの間、地域の堆雪場として町内会などに無償で貸していたいた場合、その土地の翌年度の固定資産税の一部を免除します。

申し込み▶10月25日(月)から11月19日(金)までに道路維持課または各市民サービスセンターへ

●問い合わせ
道路維持課☎(8888)5751
広報ID番号 1007332

④ 道路除雪後の間口に残った雪の塊かたまりを寄せます

毎年事前登録が必要です

対象▶市が除排雪作業を行う道路に面した戸建住宅にお住まいで、おおむね65歳以上の高齢者のみ、または身体の不自由な方のみで、自力で雪寄せができない世帯

*自力で雪寄せができるかたが同居している場合は対象外です。

事前登録▶11月1日(月)から19日(金)までに道路維持課へ

●問い合わせ
道路維持課☎(8888)5751

⑤ 小型除雪機・軽トラックを 無料で貸し出します

町内会など、地域住民で組織する団体に、小型除雪機や軽トラックを無料で貸し出します。燃料費は市が負担します。

貸出期間▶12月から3月までの午前9時～午後4時(原則、半日単位)。

申し込み▶各市区コミュニティセンターへ

●問い合わせ
生活総務課☎(8888)5625

⑥ 高齢者宅へ自宅敷地内の 雪寄せ援助員を派遣します

降雪期になると申請の手続きが混み合います。申し込みはお早めに。

対象▶日常生活上の援助を要するおおむね65歳以上のひとり暮らしなどで、雪寄せ援助が必要な方

支援内容▶玄関から道路までの通路の雪寄せ。1週間に2回まで。利用料は1回1時間以内で310円

申し込み▶お住まいの地区の地域包括支援センターへ。「高齢者雪寄せ支援事業」の申請が済んでいるかたは、秋田市シルバー人材センターへ。☎(8888)5900

●問い合わせ
長寿福祉課☎(8888)5668